

岩手県告示第 191 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項の規定による指定を受けた指定介護機関が次のとおり事業を廃止した。

平成 20 年 3 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
財団法人岩手済生医会	盛岡市長田町24番7号	財団法人岩手済生医会中 津川病院（歯科に限る。）	盛岡市下米内二丁目4番 12号	平成20年3月10日

2 短期入所療養介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
久保 隆	盛岡市館向町2番8号	須原内科医院	盛岡市館向町2番8号	平成20年3月10日